



国総収第29号
平成27年7月9日

社会資本整備審議会
会長 三村 明夫 殿

国土交通大臣 太田 昭宏



土地収用法に基づく社会資本整備審議会の意見の聴取について

土地収用法（昭和26年法律第219号）第16条の規定による事業の認定の申請のあった下記事業について、事業の認定をすべきであると考えてるので、その判断について、同法第25条の2第1項の規定に基づき御意見を承りたい。

記

1. 起業者の名称
国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社
2. 事業の種類
一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事
3. 起業地
イ 収用の部分
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢、字三本松、字清戸及び字清戸奥並びに釜利谷東五丁目地内
神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目、庄戸四丁目、上郷町字庄戸、字神戸、字野七里及び字中島、野七里一丁目、上之町、桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢及び字中谷、笠間町字扇子田、飯島町字滝ケ久保、字久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金

子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷、字峯、字堀ノ内及び字堤地内

神奈川県横浜市戸塚区小雀町字丸山、字殿谷ツ、字殿ケ谷及び字堤ケ谷、原宿二丁目、原宿三丁目、原宿一丁目、深谷町字ヲトリハ並びに汲沢町字吹上ケ地内

ロ 使用の部分

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢、字三本松、字清戸及び字清戸奥地内

神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目、庄戸四丁目、野七里一丁目、上郷町字神戸、字野七里及び字中島、上之町、犬山町、桂台南一丁目、桂台南二丁目、桂台西二丁目、公田町字茶別当、字荒井沢、字中谷、字平台及び字椎郷、笠間五丁目、笠間四丁目、小菅ケ谷二丁目、笠間町字扇子田、小菅ケ谷町字大坪、飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下及び字亀甲下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋、字亀ノ甲山、字宮ノ前、字山王下、字相ノ田、字相ノ田谷及び字峯地内

神奈川県鎌倉市岩瀬字上土腐、字下土腐及び字平島地内





国社整審第36号
平成27年8月27日

国土交通大臣
太田 昭宏 殿

社会資本整備審議会
会 長 三村 明夫



一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事について

平成27年7月9日付け国総収第29号により当審議会の意見を求められた下記の件については、当審議会公共用地分科会の意見をもって当審議会の意見とすることが適当と認めますので、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

記

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

(別紙)

国社整審(公)第2号
平成27年8月24日

「一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)新設工事(高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事」に関する意見書

平成27年7月9日付け国総収第29号により国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、同月29日付け国社整審第25号により社会資本整備審議会長が当分科会に付託した下記の件について、当分科会において審議を行った結果、土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。

記

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)新設工事(高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ヶ地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事